

本庁舎北側公有地の活用に関する検討状況について

1. 経緯

板橋二丁目67番地については、東京信用金庫が板橋支店の建物と駐車場を、区有地を挟んで所有している。区が昨年「本庁舎周辺再編整備に伴う公有財産の利活用」に関するサウンディング型市場調査を実施し、区有地の活用について検討し始めたことを受け、東京信用金庫より、双方にとって有効な土地の活用について、区と協議の場を設けたいとの申し出があった。

【位置図】



板橋区有地…67番8、9、10 合計 491.09 m²

東京信用金庫所有地…67番1、7 合計 560.89 m²

2. 覚書の締結

サウンディング型市場調査で「土地が不整形である」という意見を得ていることもあり、隣地を含めた活用を検討することは区有地の有効活用に資するため、区は要望を受けて平成31年4月16日に東京信用金庫と話し合いを行い、本格的な協議に向けた覚書を締結することとした。